

可燃ごみ処理の広域支援について

このことについて、小平・村山・大和衛生組合より情報提供がありましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

別紙

事務連絡
令和3年2月25日

武蔵村山市長職務代理者
武蔵村山市副市長 山崎泰大 殿

小平・村山・大和衛生組合
管理者 小林正則
(公印省略)

可燃ごみ処理の広域支援について（報告）

日頃から当組合事業に、御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、当組合では、ごみ焼却施設が老朽化・旧式化していることから、現在、施設の建替えを進めています。

建替え期間中（令和3年4月～令和7年9月末）は、小平市、東大和市及び武蔵村山市から発生する可燃ごみの一部を、多摩地域の他の市町村等のごみ焼却施設で処理（広域支援）していただきます。

令和3年度の可燃ごみ処理の支援先については、下記のとおりとなりますので、報告いたします。

記

1 可燃ごみ処理の支援先（令和3年度）

可燃ごみ処理の支援先（令和3年度）	支援予定量	搬入団体
柳泉園組合（構成市：清瀬市・東久留米市・西東京市）	4,000トン以内	小平市
ふじみ衛生組合（構成市：三鷹市・調布市）	3,900トン以内	小平市
西多摩衛生組合（構成市町：青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）	4,000トン以内	武蔵村山市
合計	11,900トン以内	

※定期補修等により既存ごみ焼却施設を停止する期間について、広域支援を行います。

※広域支援によるごみの分別方法や収集日（搬入日）の変更は要しません。

2 支援対象物

一般家庭から発生する可燃ごみ（事業用指定収集袋を使用したものを含む。）

3 その他

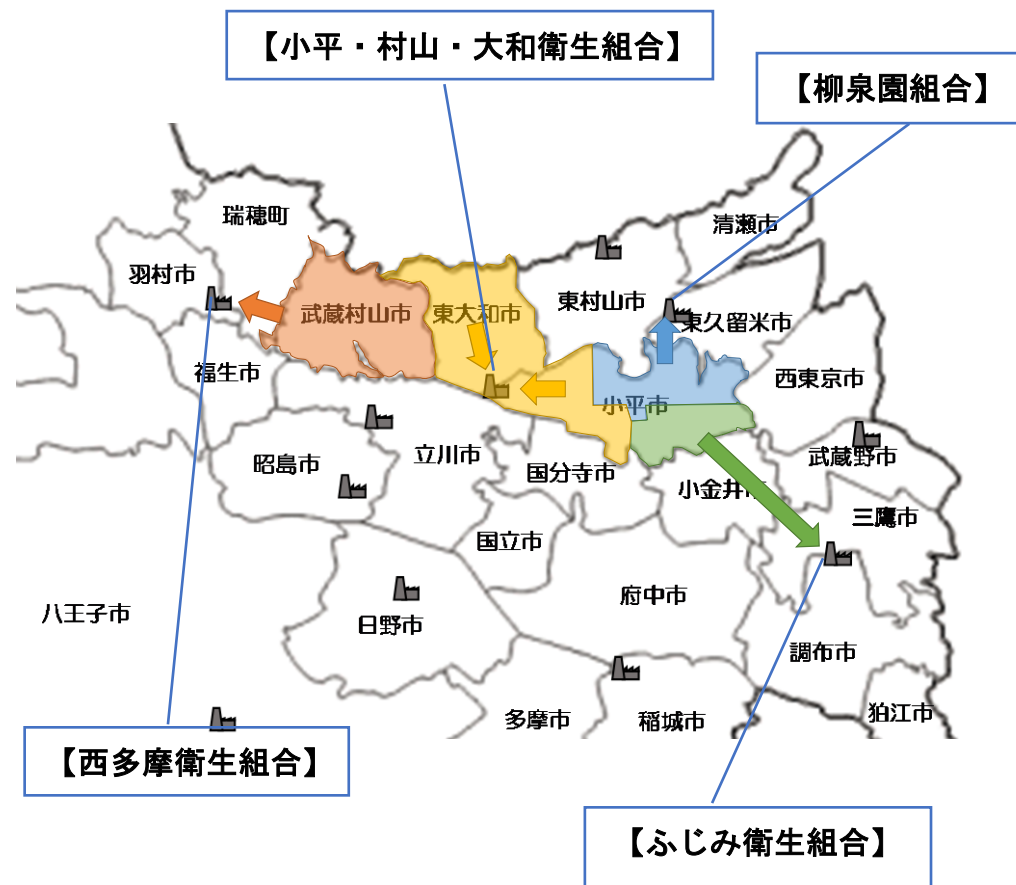
今後、支援団体と可燃ごみ処理委託契約書の締結（令和3年4月1日）に向け、手続を進めてまいります。

焼却炉（2炉）稼働期間



2つのごみ焼却炉（4・5号ごみ焼却施設）の両方を稼働する期間は、小平・村山・大和衛生組合で可燃ごみの全量を受け入れ、焼却処理を行います。

炉停止期間（定期補修等）



2つのごみ焼却炉（4・5号ごみ焼却施設）のいずれかを定期点検・補修等のため運転休止（炉停止）する期間について、一部の地区の可燃ごみを他団体で焼却処理していただきます。